

22. とん税・特別とん税

1. とん税(外国貿易船の開港への入港に課する)

〔とん税法〕
昭和39年4月1日施行

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合……………純トン数1トンまでごとに16円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合……………純トン数1トンまでごとに48円

2. 特別とん税(地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する)

〔特別とん税法〕
昭和39年4月1日施行

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合……………純トン数1トンまでごとに20円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合……………純トン数1トンまでごとに60円